

5 災害に強いまちづくり計画



施策 5-2-⑥

住宅・建築物等の不燃化推進

地震・津波

【取組の概要】

密集した住宅地などの建築物を不燃化することで、大規模な地震に伴い発生する市街地火災の延焼を防止するとともに、避難する住民の安全性を高めます。主な方法は、以下のとおりです。

- ・密集市街地内の建築物の不燃化促進：防火、準防火地域の指定
- ・防災上重要な避難地や避難経路周辺の不燃化促進：避難場所、避難経路、延焼遮断帯周辺を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物への建て替え促進

住宅・建築物等の不燃化は、火災による被害の最小化を図る上からも重要な施策であり、地方公共団体は中長期に亘る施策と位置付けて実施する必要があります。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・木造建物の不燃化を目指す防火、準防火地域の指定は、都市計画で定めるもので、所定の手続きが必要であることと地元住民の合意形成が不可欠です。
- ・不燃化促進区域を設定するためには、住民への不燃化の必要性、誘導と助成の具体的な説明を行い、住民と行政の協働による取組みが必要です。
- ・施策の実施には長い時間がかかることが想定されますので、住民や自主防災組織に火災の危険性の啓発、避難訓練等による迅速避難の実施が必要です。

【事例】

〇密集市街地整備の支援制度（住宅市街地総合整備事業）

・住宅市街地の再生・整備を総合的に行う制度

- ・密集市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う制度です。

